



「こちが『企業の労働110番』です」

(一社)名北労働基準協会 労働保険部 部長 東川 勝

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、労働者5名の建設会社の社長さんでした。

「昨今、会社の業績が悪く、経費のことも考えて、今いる労働者を請負

契約に切り替えたいと思っておりますが、何か問題点がありますか」とのお問い合わせでした。

労働者を請負契約に切り替えると、労働者ではなくなるため、発注した

請負業務従事者と労働者の違いと労災保険の扱い

業務を行うのにどれだけ時間がかかっても割増賃金を支払う必要もなければ、有給休暇を与えることもなく、会社が負担する社会保険料もなくなり、その部分だけを見るとコスト削減できたように見えますが、さまざまな問題が発生することが予想されます。

請負契約に切り替えるには、まず労働者に退職してもらい、本人及び家族がそれを納得せず、民法上の紛争となることがあります。

また、請負契約人自身の社会保険料等の負担等が増加しますので、請負契約人の意識の低下等も問題になってきます。

さらに、請負契約というものは、ある期限までに仕事を完成

【働き方の自己診断チェック】

- 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか？
自分には断る自由はない / 自分に断る自由がある
- 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか？
自分には断る自由はない / 自分に断る自由がある
- 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか？
受けている / 受けていない
- 仕事先から仕事の就業時間(始業・終業)を決められていますか？
仕事先から決められている / 自分で決められる
- 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか？
仕事を終えてよいかは、仕事先の了解が必要である / 自分の判断で仕事を終えることができる
- 仕事が早く終わった時に、自分で見つけた他の現場の仕事をすることが出来ますか？
別の現場での仕事を行うことは許されない / 別の現場での仕事を行うこともできる
- 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？
毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く / 毎日の仕事量や配分、進め方は自分の裁量で判断している
- あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにしていますか？
会社が代わりの者を探す / 自分の判断で代わりの者を探す
※「仕事先」とは、工事を発注してくれた会社を指します。
- あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は、仕事先から誰が受け取りますか？
代わりをした者 / 自分
- あなたの通常のミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか？
仕事を依頼した会社が負担する / 自分が負担する
- あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか？
仕事を依頼した会社が提供する / 必要な機械・器具は自分で持ち込む
- あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか？
仕事を依頼した会社が提供する / すべて自分で調達する
- あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか？
一日当たりの単価など働いた時間による / 工事の出来高見合い

※右に○が多い場合は事業者性が強く、左側に○が多い場合は一人親方ではなく雇用されるべき労働者として判断される場合があります。

国土交通省「みんなで進める一人親方の保険加入」より

させることにより代金を支払う報酬契約であり、請負契約人に対して作業時間・作業方法の指示はできません。

この請負契約人は労働者ではないため、業務災害が発生し負傷しても労災保険が適用されず、自ら「一人親方労災保険」の加入手続きを行わなければなりません。

なお、労働基準監督署等の労働関係行政も、本来は労働者である方を請負人として扱っている場合、厳しい指導を行って

います。

また、国土交通省も、建設業の事業場の社会保険加入対策を強く促進しています。このようなことを踏まえて本人に話をする必要がありますので、ご注意ください。ようお話しました。

▽

なお、名北労働基準協会には労働保険の手続きを行う「労働保険事務組合」「建設自営業者組合」「運送自営業者組合」があります。また、社会保険の手続きを行う関係

団体「社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング」もございまして、ご相談ください。

(「ホワイト企業推進社会保険労務士協議会」 愛知労務管理コンサルティングの活動を支える社会保険労務士等の組織です。活動趣旨に賛同しご協力頂ける社会保険労務士の先生を募集しています) お問い合わせは、当協会労働保険事務組合(☎052-962-0421)まで。